

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件 五〇一
 - 特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 五〇二
 - 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 五〇三
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五〇三
 - 大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあった件 五〇四
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件 五〇四
 - 保安林の指定をする予定である件 五〇五
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 五〇五
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 五〇五
 - 道路の区域を変更する件四件 五〇六
 - 道路の供用を開始する件 五〇六
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 五〇八
 - 落札者を決定した件 五〇九
- ### 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 五一一

告 示

福島県告示第七百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和七年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

一 名称及び区域

名 称	区 域
旭鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（二本松市）
郡山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市）
大悲山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南相馬市）

福島県知事 内堀雅雄

二 存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 旭鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区に生息している野鳥の保護繁殖を図るため。
- (三) 管理方針
定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

2 郡山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
身近な鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため。
- (三) 管理方針
身近な鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

3 大悲山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、小高区の中央に位置し、小高い丘陵地で、ヤマツツジの群生地を中心として、ヤマザクラ、ソメイヨシノ、ナラ、アカマツなど混交林が広がり、ウグイス、コゲラ、ノウサギ、タヌキ等が生息している。区域内には、大悲山大蛇物語公園があり、小高区に伝わる大悲山大蛇物語の伝承地となっており、ほかにも、国指定史跡の観音堂石仏や薬師堂石仏附阿彌陀堂石仏、樹齢千年に及ぶ大

杉があり、その周辺に散策道が整備されている。新緑や紅葉の時期には、多くの人が当該地域を訪れ、憩いの場として活用されていることから、身近な鳥獣を観察しながら、自然に親しむことができる重要な区域となっている。このことから、当該区域を鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の生息環境の保全はもとより、地域住民の自然豊かな生活環境の保護を図ることとする。

(三) 管理方針

定期的な巡視などにより、鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう、適切な管理を実施する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第七百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
上手岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(富岡町)
上本町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(富岡町)
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(富岡町)
毛萱特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(富岡町)
大倉山森林公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(富岡町)

具使用禁止区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第七百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域	域
原瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)	
百目木特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)	
大田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	
伏丑特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	
片平特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	
竹柄沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	

松塚特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（須賀川市）
西向特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
移特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
白坂特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
熊倉特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
甲子特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
瀬ヶ野特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡棚倉町）
黒川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
田付川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
中ノ沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
只見特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
中村中部・飯豊特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）

三 存続期間
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及

び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）
（自然保護課）

福島県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。
令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
社会福祉法人日本保育協会
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 - 1 保育士登録申請手数料
 - 2 保育士登録証書換え交付手数料
 - 3 保育士登録証再交付手数料
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和七年四月一日

（子育て支援課）

福島県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂南相馬鹿島店 福島県南相馬市鹿島区寺内字東前田四十二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
（一）福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定施設を設置する場合は、届出書を提出し、規制基準を遵守すること。なお、あらかじめ周辺住民に十分な説

明を行い、騒音等の公害の影響を及ぼさないよう配慮するとともに、万一騒音等の発生により周辺住民から苦情が出された場合には、誠意をもって速やかに解決に当てること。

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適正に排出処分すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十一号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件(令和七年福島県告示第六百二十八号)により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年十月十五日付けで当該届出をした者から取下げの届出があつた。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市小川町上小川字猪小屋三三の九三から三三の九八まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

白河市関辺五木沢四の一、四の二、五、六の一、七、井戸ヶ入四の一、四の二、桜久保の一、一の一、二、一の一から一の一五まで、三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

福島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

福島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡富岡町大字仏浜字釜田二六の一、一六の一三、三二の一、三三の一三、三四の一、三四の七、三六、三七、三八の一、三九の八、三九の一六、三九の一七、四七、四八の三、四八の四、五八の二、六三の二、六四の五、七六の二、七七の二、七九の三、八〇の二、八三の一、八三の二、八四の五、八六、八七の三、八八の一、八八の二、八九の一、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇七の五、一〇七の七から一〇七の二一まで、一〇七の二五から一〇七の二七まで、一〇七の二九、一〇七の三〇、一五九の三、一六〇の二、一七三、一七五から一七七まで、二二九の一、二二二の二、二二二の五、二二五の三、二二六の三、二二七の一、二三八の一、二二九の一、二四〇の一、二四一の一、二四二の一、二四三の一、二四五、二四八、三七七の二、三七八の二、三七九の二、三八〇の二、三八一の二、三九四の二、三九五の二、三九六の二、三九九の一、四〇〇の一、四一四、四一五の一、四一六の一、四一七の一から四一七の三まで、四一八の一、四一八の二、四一九の一から四一九の五まで、四二〇の一、四二一の一、四二二の二、四二六の二、四二八の二、四三〇の二、四三一の一、四三二の二、四三六の一、四六四、四六六の一、四六八の一、四七三の一、四七四から四七八まで、四七九の一、四八〇の一、四八一、四八二、四八四の一、四八五、四八六の一、四九八の一、五〇二の一、五〇三の一、五〇四、五〇五、五〇六の一、五〇七の一、五〇八の一、五〇九から五一一まで、五一二の一、五一二の三、五一三の一、五一三の三、五一四の一、五一五の一、五一七、五四四から五四七まで、五四八の一、五四八の二、五六八の一、五六九の一、五七〇、五七一の一、五七二の一、五七四、五七五の一、五九〇、五九四、六〇九、六一〇、六一八、六二一、六四三から六七三まで、字西原二九九の一、三〇〇の一、三〇〇の三、三〇一から三〇三まで、三〇四の一、三〇六の一、三〇七から三一〇まで、三一一の一、三一二、三二三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の三一（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市四倉町上柳生字中山二五六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡泉崎村大字泉崎字三十ヶ入山三、字鳥峠前山一の一、二、字鹿ヶ入山三、字新林一、字大沢山一の一から一の三まで、一の五、一の七、一の八、二の一から二の三まで、三、四、字足駄作一の五から一の七まで、字鳥峠一の一、字枇杷作二の三、二の四、二の九

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び泉崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字松 原字猫小屋山国有林四 一七林班る三小班地先 から 同 郡同 村大字松 原字猫小屋山国有林四 一七林班や小班地先ま で	変更前 変更後	一一・五〇 四九・〇	一一二一・〇 一七六・一

(道路計画課)

福島県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市原町区上高平 字西殿前七一番一地先 から 同 市原町区上高平 字前明二七番一地先ま で	変更前 変更後	一〇・三〇 一一・七 一一・六〇 一七・二	一三三・一 一三三・一

(道路計画課)

福島県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字小浜四四九番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字小浜三四〇番 地先まで 双葉郡富岡町大字小	変更前 変更後	七・九〇 一六・九 A B 五・〇〇	一七三・〇 一七三・〇 三七四・五

良ヶ浜字小浜三四〇番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字小浜二〇四番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字小浜二〇四番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字松葉原三四八 番三地先まで	良ヶ浜字小浜三四〇番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字小浜二〇四番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字小浜二〇四番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字松葉原三四八 番三地先まで
変更後	
C	B
六・〇 二〇・五	一五・九 六九・九
二、二八六・〇	三七四・五
A	E
七・九 一六・九	一〇・八 二〇・五
一七三・〇	一九七・八
D	C
六・七 一二・八	六・〇 二〇・五
八四一・一	二、二八六・〇

同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂三二〇番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字松葉原三四八 番三地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字小浜四四九番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字小浜三四〇番 地先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字小浜二〇四番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂六一二番 地先まで			
	F二	F一	E
	一二・八 六三・九	一四・六 三一・七	一三・六 二〇・二
	二、六九五・一	一七三・〇	一九七・八
	D		
	六・七 一二・八		八四一・一

福島県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供
する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

変更前

敷地の幅員

延

長

福島県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字松原字猫小屋 山国有林四一七林班る三小班地先 から 同 郡同 村大字松原字猫小屋 山国有林四一七林班や小班地先ま で	令和七年一〇月三二日

（道路計画課）

公 告

公告第二百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和七年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	区 間	変 更 後 の 変 更 前	（メートル）	（メートル）
一般国道 三九九号	いわき市小川町上小川 字猪小屋三三番四七地 先から 同 市小川町上小川 字猪小屋三三番四七地 先まで	変更前 三二一・〇〇 四三・四	四二一・〇	（メートル）
		変更後 三二一・〇〇 六〇・二二	四二一・〇	

（道路計画課）

- ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三千三十一平方メートル
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和七年十月十六日
届出年月日
- 令和七年十月十五日
届出をした者
- 株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第204号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年10月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | | | |
|-----|----------------------------|------|---------|
| (1) | 凍結抑制剤 A（塩化ナトリウム（粒状）25kg／袋） | 予定数量 | 9,000袋 |
| (2) | 凍結抑制剤 B（塩化ナトリウム（粒状）0.5t／袋） | 予定数量 | 200袋 |
| (3) | 凍結抑制剤 C（塩化ナトリウム（粒状）1t／袋） | 予定数量 | 330袋 |
| (4) | 凍結抑制剤 D（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋） | 予定数量 | 36,640袋 |
| (5) | 凍結抑制剤 E（塩化カルシウム（粒状）0.5t／袋） | 予定数量 | 1,273袋 |

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

令和7年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

- | | | | |
|-----|--------------|----------|--------------------|
| (1) | 1の(1)に掲げる物品等 | 株式会社リンペイ | 福島県福島市方木田字谷地18番地の1 |
| (2) | 1の(2)に掲げる物品等 | 株式会社リンペイ | 福島県福島市方木田字谷地18番地の1 |
| (3) | 1の(3)に掲げる物品等 | 株式会社リンペイ | 福島県福島市方木田字谷地18番地の1 |
| (4) | 1の(4)に掲げる物品等 | 株式会社リンペイ | 福島県福島市方木田字谷地18番地の1 |
| (5) | 1の(5)に掲げる物品等 | 株式会社リンペイ | 福島県福島市方木田字谷地18番地の1 |

5 落札金額

- | | | |
|-----|--------------|------------------------------------|
| (1) | 1の(1)に掲げる物品等 | 1袋あたり1,225円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） |
| (2) | 1の(2)に掲げる物品等 | 1袋あたり24,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） |
| (3) | 1の(3)に掲げる物品等 | 1袋あたり47,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） |
| (4) | 1の(4)に掲げる物品等 | 1袋あたり2,250円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） |
| (5) | 1の(5)に掲げる物品等 | 1袋あたり44,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） |

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年8月29日

（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

令和七年十月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

変 更 前	介護付有料老人ホーム いまいずみ荘 郡山市富田町中ノ目二 番地一
変 更 後	介護付有料老人ホーム いまいずみ荘 郡山市富田西三丁目一七 二
変 更 年 月 日	令和六年二月一七日